

学校感染症による出席停止と治癒証明書(登校許可書)について

1. 学校感染症と出席停止(期間)について

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症(学校感染症)と出席停止期間が定められています。この期間は、学校での感染症の拡大を予防するためであり、学校感染症に罹患した生徒は出席停止となります。出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。また、出席停止の措置には、原則として治癒証明書が必要となります。

分類	病気の種類	出席停止期間の基準
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ ※重症急性呼吸器症候群は病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体がMERSコロナウィルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点でH5N1及びH7N9。	治癒するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱3日を経過するまで
第二種 感染症	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染症のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

2. 学校感染症にかかった時は、ただちに学校へ連絡してください。

3. 病気が治癒し登校する際、治療にあたった医療機関において「治癒証明書(登校許可書)」を記入してもらい、担任へ提出してください。

※ 感染症にかかった時は主治医の指示どおりに学校を休み、十分療養に努めてください。